

登録用紙

私は、日臨技年会費(及び都道府県技師会年会費)の振替口座・全員加入保険を、以下の通り登録いたします。
 なお、裏面に記載の「個人情報の取り扱いについて」も確認いたしました。

■登録者情報

記入年月日	平成	年	月	日
日臨技会員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
フリガナ				
氏名				
自宅住所	〒 —			
所属施設名				
本紙についてのお問い合わせ先	(自宅・勤務先・携帯) —			

■全員加入保険のタイプ選択(いずれかに☑印をつけてください。裏面参照)

- Aタイプ Bタイプ

■年会費の払込方法(いずれかに☑印をつけてください。)

- 現在使用している保険料の振替口座を年会費振替口座とする。(南都銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行以外、下欄の記載は不要です。)
- 新たに年会費振替口座を登録する。(下欄に口座情報を記載してください。)
- コンビニ払い(別途、事務局から払込用紙を送付します。払込用紙送付料と支払い手数料は本人負担です。)

金融機関提出用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H000000

銀行・信用金庫・労働金庫 信用組合・ゆうちょ銀行・農協・漁協	御中	(記入日・西暦) 年 月 日	団体名 (社)日本臨床衛生検査技師会
収納代行会社名 明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)	新規登録? <input type="checkbox"/> 変更登録? <input type="checkbox"/>		
異動コード 2 3 2 1	適用振替年月日 2 0 1 2 年 0 2 月 2 7 日	委託者番号 9 1 0 0 1 1 9 3 4 0	顧客番号(左づめ)
お客様名	カ ナ 漢 字 電 話 番 号	※振替(払込)日は、12日または27日(当日が休業日の場合は翌営業日)	

指 定 口 座	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店 出張所	金融機関番号	店舗番号	預金種目 普通 当座	口座番号(右づめで記入)	
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)		
	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田システム・テクノロジー株式会社		払込金の種別	集金 30
	カナ預・貯金者名						
口座名義人 (預・貯金者名)	(法人名の場合は金融機関お届けの肩書・代表者名もご記入ください。)						

契約者および預金者は、明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)を収納代行会社として、裏面の預金口座振替規定および「口座振替・自動払込のしおり」に記載の「個人情報の取り扱いについて」に同意のうえ、口座振替を依頼します。

〈お願い〉この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。
 (〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階)

不備返却事由			
1 預金取引なし	3 印鑑相違	2 記載事項等相違 ア. 店名 イ. 預金種目 ウ. 口座番号 エ. 口座名義	4 その他事由
(備考)			

検印	受付印 取扱店日附印
印鑑照合	

金融機関お届け印を必ず押す所

全員加入保険の内容

普段、臨床検査業務を行っている方は勿論、業務の管理者の方、また、普段、臨床検査業務に携わってなくても、健康展やボランティア等で臨床検査業務を行う可能性がある方は、Aタイプを選択してください。それ以外の方は、Bタイプを選択してください。

Aタイプ	Bタイプ
■会務中のケガへの補償 死亡・後遺障害保険金 110万円 入院保険金日額 1,500円 通院保険金日額 1,000円 手術保険金 入院日額の10、20、または40倍	■会務中のケガへの補償 死亡・後遺障害保険金 110万円 入院保険金日額 1,500円 通院保険金日額 1,000円 手術保険金 入院日額の10、20、または40倍
■臨床検査技師賠償責任保険 対人事事故：1事故1億円 保険期間中3億円 対物事故：1事故・保険期間中20万円 人格権侵害：1名・1事故・保険期間中100万円 初期対応費用：500万円 以上、すべて免責金額なし	■臨床検査技師賠償責任保険 対人事事故発生時の見舞い費用は、 1被害者あたり3万円限度
現状の「臨床検査技師賠償責任保険」と全く同じ補償内容です。	

個人情報の取り扱いについて

当会は、「登録用紙」により提供を受けた会員の個人情報を下記の目的に使用し、他に流用しません。なお、下記の目的を達成するために、当会が必要かつ適正と認めた業務委託先には、既得の個人情報を含め、その一部または全部を提供することがあります。

- ①当会の年会費の口座振替業務およびコンビニ払い請求業務
- ②全員加入保険（臨床検査技師賠償責任保険及び普通傷害保険）の加入手続き業務
- ③会報誌・研修会等、当会の活動全般に関する会員への通知業務
- ④当会における会員管理業務
- ⑤上記①～④に付随する業務

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行は除く）

1. 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。>